関係所属長　殿

交 指 発 第 ６ ４ 号
（地域・交企・交規）
令和８年３月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達乙）

交通指導取締りの管理については、「交通事故抑止に資する交通指導取締りについて（通達乙）」（令和７年４月16日交指発第90号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、来年度の機構改革に伴い、下記のとおり改正し、令和８年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　ＰＤＣＡサイクルに基づく指導取締りの基本的考え方

交通死亡事故及び重傷事故（以下「交通死亡事故等」という。）の抑止を最大の目的として、指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく指導取締り方針の策定、指導取締りの実行、指導取締りの効果検証及び検証結果の指導取締り方針への反映といったＰＤＣＡサイクルに基づき管理すること。

管理の単位は署ごととし、各署はＰＤＣＡサイクルの各段階において組織的な検討及び意思決定を行うとともに、そこで決定された指導取締り方針に従って具体的な指導取締り計画を策定し、実施すること。

交通指導課は、署における指導取締り業務の管理につき十分に把握の上、必要な指導助言を行うとともに、複数署間の連携、交機隊と署の連携につき所要の調整を行うこと。

署でのＰＤＣＡサイクル各段階における検討及び意思決定並びに交通指導課による各署への指導助言及び複数所属間の連携に当たっては、いずれも過去の検討経緯、意思決定過程・理由等の把握が不可欠であることから、各署はＰＤＣＡサイクルの各段階における検討、意思決定等の状況を別記第１号様式「交通指導取締り管理簿」（以下「管理簿」という。）に記載し、交通指導課を通じて送付すること。

交機隊にあっては、交通指導課を経由して各署の管理簿を集約し、署が策定した指導取締り方針に基づいて、効果的かつ具体的な取締り計画を策定するこ

と。

2　指導取締りの管理

(1)　ＰＤＣＡサイクルによる管理

指導取締りをＰＤＣＡサイクルにより管理する際の各段階における実施事項は、次のとおりである。

ア　交通事故実態の分析等に基づく指導取締りの方針の策定（Plan）

交通死亡事故等の発生場所、時間帯、原因となった違反等について分析を行い、その分析結果のほか、指導取締りに係る効果検証、地域住民の要望、通学路等子供の通行の多い道路の安全確保の観点等を勘案した上で、署長等の各幹部を交えた検討を経て指導取締り方針を策定すること。

この指導取締り方針には、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動、取締り広報等も含むものであり、取締りだけに限られるものではないことに留意すること。

また、分析対象に軽傷事故等を含める場合は、事故態様等から交通死亡事故等になるおそれのあった事例を選別する等、交通死亡事故等の抑止に資する観点から分析の工夫を行うこと。

なお、交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析が困難な場合には、交通実態を踏まえ、例えば次のような指導取締り方針を策定することも妨げない。

・　ゾーン30内における交通事故の発生実態に着目し、通過交通の実勢速度等の影響を分析の上、同所における交通事故の減少や実勢速度の低下を目標とした速度違反取締りを方針とする。

・　歩行者が横断中の事故発生実態に着目し、横断歩行者妨害等の違反や歩行者の信号無視等の違法行為による影響を分析の上、歩行者が横断中の事故が多発している路線における歩行者被害事故の減少を目標とした横断歩行者妨害等の取締りや違法行為を行う歩行者への指導等を方針とする。

・　重点的に速度違反取締りを実施すべき幹線道路について、自署管内では交通死亡事故等は発生していないものの他署管内の同幹線道路で発生している速度違反に起因する交通死亡事故等の抑止を目標とした速度違反取締りを方針とする。

・　自転車の通行が多い地域における自転車関連事故の発生実態に着目し、自転車の違反による影響を分析の上、同所における自転車関連事故の減少を目標とした自転車の指導取締りを方針とする。

イ　指導取締り方針に従った実行（Do）

策定した指導取締り方針に従い、具体的な計画を立てて実施すること。この際の細目は「３　指導取締りの実施」のとおりである。

ウ　指導取締りの効果検証（Check）

交通死亡事故等の発生件数や住民の反響等を指標として、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯等が適切であったか等を検証し、必要な改善方策を策定すること。交通死亡事故等の発生が少なく、有意な分析ができないため、事故態様や発生場所等に着目した指導取締り方針を定めた署においては、着目した交通事故・違反形態の発生件数、着目した場所での交通事故発生件数や住民の反響等を指標として、同様に検証し、改善方策を策定すること。

エ　検証結果の次期指導取締り方針への反映（Act）

上記ウにおける検証結果及び改善方策を次期指導取締り方針に反映させること。

(2)　指導取締り管理の実効性を高めるための留意事項

ア　指導取締り管理の周期

おおむね６か月をＰＤＣＡサイクルによる指導取締り管理の１つの周期とすること。なお、本通達に基づく指導取締り管理は、本通達発出後の最初の見直し時から反映させること。

イ　交通指導課の司令塔としての役割

(ｱ)　交通指導課の関与の強化

交通指導課は、各署の管理簿を集約した上で交通事故実態及び指導取締りの実施結果の分析について署を支援するほか、署が策定した指導取締り方針についての必要な指導、指導取締りが計画どおり履行されているかなど、ＰＤＣＡサイクルの各段階において、指導取締り管理に積極的に関与することにより、組織的な管理機能の強化を図ること。

また、複数署間又は交機隊と署の連携が必要な場合は、「３　指導取締りの実施」で述べる指導取締り計画に反映させるよう指示すること。

(ｲ)　指導教養等の実施

指導取締り管理は、署単位が基本であることから、その中核となる交通課長及び地域課長又は地域交通課長に対し、指導取締方針や指導取締り計画とかい離した無秩序な取締りが行われることのないように指導教養を実施すること。

ウ　適切な警察力の配分

指導取締りの必要性が高いと判断された場所、時間帯に多くの警察力を投入するなど、適切な警察力の配分について検討すること。

また、速度取締りにおいては、可搬式速度違反自動取締装置の運用を図るなど、少ない警察力でより効果が上がる手法について検討すること。

なお、取締りの実施に当たっては、「３(7)　警戒活動等の実施」にも配意すること。

エ　取締り方法の点検・見直し等

(ｱ)　カメラ映像等の活用

取締り状況を撮影したドライブレコーダーやウェアラブルカメラ等の映像（以下「カメラ映像等」という。）は、個々の警察官の取締り方法、取締り場所等の把握に有効であることから、各級幹部は定期又は不定期にカメラ映像等を確認し、業務管理に生かすこと。

(ｲ)　交通事故管理システムの更なる活用

交通事故管理システムの地図機能を活用した分析効果を高めるとともに、取締りの重点としていないにもかかわらず、取締り件数が不自然に多い場所には、特定の警察官による定点取締りが常態化し、取締り自体が目的化している可能性があることから、取締りを行う場所・時間帯のほか、取締りの対象とする違反種別について、交通事故システムの地図機能や管理簿を活用した取締りの点検・見直しを行うこと。

オ　指導取締り要望等の把握

交通警察官及び地域警察官は、各種の警察活動を通じ、指導取締り要望、交通環境の変化及び指導取締りの反響に関する情報の収集に努めること。

カ　有機的連携による指導取締り業務の管理

本通達に基づく取組を着実に推進するためには、指導取締り担当部門、事故分析担当部門、規制担当部門等の知見を集約し、有機的に連携することが必要であることから、県本部各主管課はもとより署内各係においても緊密に連携し、指導取締り業務の管理の実効性を高めること。なお、指導取締りによる交通事故抑止効果が認められない箇所等は、他の交通事故発生要因を検証した上で交通環境整備等をはじめとする交通安全対策を検討すること。

(3)　管理簿の作成要領等

ア　記載要領

ＰＤＣＡサイクルの始期に指導取締り方針を記載し、その終期に実施結果、検証結果等を記載すること。

イ　保存期間

３年間保存すること。

ウ　速度取締りに係る管理

速度取締りについては、「速度取締り指針の策定、公表について（通達乙）」（令和８年３月24日交指発第65号）で示達したとおり、速度取締りに関する方針、背景事情等について明らかにした「速度取締り指針」を策定し、県民に対してホームページ等で公表することとしているが、その際には、管理簿の内容を踏まえたものとなるよう留意すること。

エ　実施結果

別記第２号様式に実施結果を記載し､交通指導課を通じて報告すること。

３　指導取締りの実施

各署は、ＰＤＣＡサイクルに基づき策定された指導取締り方針に従って月計画、週計画等の具体的な指導取締り計画を策定し、実行すること。また、指導取締り計画の策定に当たっては、指導取締り又は警戒活動等の手段、場所、違反種別、時間帯、体制のほか、必要に応じ、複数署間又は交機隊と署の連携、受傷事故防止対策等について記載するとともに、以下の点に留意すること。

(1)　交通指導取締りの基本

交通指導取締りは、交通事故抑止を図るほか、交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることから、警察官やパトカー等の姿を見せて目に見える形で行う方法、姿を見せずに行う方法のいずれかの方法で行うかについて、必要性、実効性及び有効性を組織的に検討して適切な方法を選定して実施すること。

なお、単独の取締りは、個人の経験則や推認による交通違反の認定を生じさせやすく、取締りの客観的な効果検証に支障を来すおそれがあるため、原則として複数人による取締りを行うこと。

(2)　各所属間の調整

交通指導課は、各署が策定した指導取締り計画を確認し、交機隊の投入、同一路線を管轄する隣接署間における一斉取締りの指示など、必要な調整を行うこと。

(3)　交機隊による指導取締り

交機隊は、同隊の指導取締り計画の策定に当たり、各署の管理簿に記載された指導取締り方針を十分踏まえるとともに、各署の策定する指導取締り計画との有機的連携に配意すること。併せて、交通事故実態を踏まえ、交機隊の特徴である署の管轄区域を越えた広域的な取締りや白バイ等の集中投入による重点的な指導取締り等を適切に指導取締り計画に盛り込むこと。また、指導取締り結果については、各署が行う指導取締りの検証に必要となることから、検挙地を管轄する署に通知すること。

(4)　交通警察官と地域警察官連携

署の交通課長又は地域交通課長は、地域警察官に対しても指導取締りの基本的考え方及び指導取締り方針の策定経緯について十分説明した上で、管轄区域内において指導取締りの必要性が高いと判断される場所、違反種別、時間帯等を管理簿等を用いて具体的に説明すること。

その上で、地域警察官の活動状況の把握に努め、取締りをしやすい場所を選定して漫然と取締りを行うなどの実態があれば、速やかに是正すること。

また、各種街頭活動を通じて入手した指導取締りに関する地域住民からの要望（反応）、管轄区域における道路交通環境の変化等の情報を交通警察官に共有するとともに、署の指導取締り方針及び指導取締り計画の策定過程における検討においては、地域係長についても積極的に参画させるなど、署長が承認した指導取締り計画に基づき指導取締りを実施すること。

(5)　自転車に対する指導取締りの実施

自転車の交通事故の実態を踏まえ、違反行為に対して指導警告を的確に行うとともに、悪質・危険な行為については検挙措置を講ずること。

(6)　歩行者の法令違反に対する対応

歩行者の交通事故の実態を踏まえ、歩行者の法令違反や交通の危険を生じさせる行為を減少させる観点から、制服警察官による注意や声かけを励行するなどを指導取締り方針に盛り込み実施すること。

(7)　警戒活動等の実施

赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動や警笛等を活用して運転者や歩行者に注意喚起する街頭指導を効果的に行うこと。

(8)　速度違反取締り

おおむね６か月ごとの署長を交えた検討を経て、指導取締り場所等の見直しを行うこと。

4　悪質性・危険性の高い交通違反（飲酒運転・無免許運転）に対する指導取締り

飲酒運転及び無免許運転の違反者は、度重なる厳罰化や国民批判の高まりにもかかわらず、故意的に違反を敢行する極めて悪質性・危険性の高い者であることから、これらの違反の指導取締りについては、管理簿で策定した指導取締り方針等にかかわらず、違反の発生状況や違反者の実態等を分析した上で、徹底した指導取締りを行う必要がある。

したがって、これらの違反に対する指導取締りがより効果的なものとなるよう、交通検問、パトカー等の機動力を生かした指導取締りを継続的に実施し、その効果を検証すること。加えて、違反者（交通事故の当事者を含む。）の飲酒場所や車両の駐車場所、走行経路等の違反者情報を分析し、その分析結果に基づいたよう撃捜査を行うなど、悪質・危険運転者の根絶に向けた指導取締り

を徹底すること。

5　指導取締りに係る県民の理解の醸成

(1)　ＰＤＣＡサイクルに基づく指導取締りに関する積極的な周知等

交通事故実態等の分析に基づき、重点交差点や路線等を選定し、指導取締り計画に沿って組織的に指導取締りを推進していることや、指導取締りの結果生じた交通事故実態の変化、交通流の円滑化、実勢速度の抑制、放置駐車車両台数の変化等、更にその結果を踏まえた今後の指導取締りの方針等について県民に説明し、ＰＤＣＡサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が伝わるよう努めること。

(2)　指導取締り現場における説明

指導取締りを行うに際しては、従事する勤務員に対し、署等の指導取締り方針等を理解させるとともに、必要に応じ、違反者に対して当該交通違反を取り締まる必要性等に係る説明が適切になされるよう、指導教養を徹底すること。

(3)　各種メディアを活用した効果的な広報

報道各社による指導取締り活動に関する取材においては、交通指導取締り現場における取材のほか、指導取締り計画を策定する過程において交通事故分析等が行われている場面等を紹介するなど、ＰＤＣＡサイクルに基づく交通指導取締りの趣旨や目的が、県民に広く伝わる内容となるよう努めること。

6　交通指導取締りに対する評価

交通指導取締りに対する評価は、単に取締り件数の多寡によって行うべきものではなく、ＰＤＣＡサイクルに基づく指導取締り管理の下、真に交通事故抑止に資するものとなっているかという観点から行うこと。

（別記様式省略）